

植物防疫所「植物防疫情報」

NO.1

<http://www.maff.go.jp/pps/>

発行元：農林水産省横浜植物防疫所
〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎内
ISSN 2186-1625

このたびの東日本大震災により被災された方々に、謹んでお見舞い申し上げます。
一刻も早い復旧及び復興を心よりお祈り申し上げます。

平成23年6月28日現在

植物検疫に関する各種情報を掲載しています。また、ホームページ (<http://www.maff.go.jp/pps/>)
では、法令改正や輸出入植物検疫に関する詳細な情報を掲載しております。

〔法令改正関係情報〕

- 「コロンビア産イエローピタヤの生果実に係る農林水産大臣が定める基準」及び「コロンビア産イエローピタヤ生果実に関する植物検疫実施細則」が一部改正されました（平成23年3月16日）
「コロンビア共和国」の表記が「コロンビア」に変更されました。
- 植物防疫法施行規則の一部等が改正されました（平成23年3月7日）
輸入植物検疫制度の見直しに伴い改正されました。改正点の概要については、本誌1～2ページをご覧ください。
- カンキツグリーニング病菌の緊急防除に関する省令及び告示が一部改正されました（平成23年3月7日）
緊急防除を行う期間が、「平成27年3月31日」までに延長されました。
- ハワイ諸島産ソロ種パパイア生果実に関する植物検疫実施細則並びにケイト種及びヘイデン種のマンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則の一部が改正されました（平成23年2月23日）
ハワイ諸島産のソロ種パパイア生果実、ケイト種及びヘイデン種のマンゴウ生果実について、ホノルル空港以外の施設も航空携行手荷物の消毒済み生果実の保管場所として指定可能となりました。

〔植物検疫関係情報〕

《輸出検疫》

- 「台湾向け生果実検疫実施要領」の一部が改正されました（平成23年3月15日）
こん包表示、調査用トラップの設置期間等が変更されました。
- 「諸外国に植物等を輸出する場合の条件一覧（早見表）：貨物編」（ベトナム）及び「旅行者用簡易検索情報（ベトナム向け輸出携帯品条件一覧表）」を変更しました（平成23年3月15日）
- ジャマイカにおける輸入木材こん包材に関する規制情報を更新しました（平成23年2月21日）

目次

＊表紙：法令改正、植物検疫関係情報（植物防疫所ホームページ掲載情報）	—平成23年6月28日現在—
＊特集記事：輸入植物検疫制度の見直しに係る植物防疫法施行規則等の一部改正について	1～2
＊輸入検査で発見される検疫有害動植物	—アメリカハスモンヨトウ— 3
＊条件付きで輸入解禁された植物とその検疫業務	—ペルー・マンゴウ— 4
＊各地の植物検疫情報	
・東日本大震災被災地での植物検疫業務	5
・三重県における輸入スイセン球根の隔離栽培検査状況について	5
・アメリカ合衆国本土向けアンズリューム苗の持込み事例相次ぐ	6
・鹿児島県喜界島でカンキツグリーニング病菌の駆除確認調査を開始	6
・平成23年度 JICA 集団研修「ミバエ類温度処理殺虫技術」コースの実施について	7
＊植物防疫所からのお知らせ	7

輸入植物検疫制度の見直しに係る 植物防疫法施行規則等の一部改正について

輸入植物の種類、輸出国の増加や国際流通の迅速化などに伴い、国内に発生していない新たな病害虫が侵入するリスクが増大しています。このため、新たに侵入するおそれがある病害虫のリスク評価を行って、輸入検疫の対象病害虫を明確化し、適切な検疫措置を設定をするなどの見直しをすることにより、リスクに応じた輸入植物検疫制度を構築することとしています。平成23年3月7日に植物防疫法施行規則の一部改正等が行われ、6か月間の準備期間を経て、本年9月7日（一部は平成24年3月7日）から実施されます。

ここでは、植物を輸入する際に関連する改正点を中心に、その概要を紹介します。

1 輸入禁止の対象とする植物及び地域の見直し

すのき属植物（ブルーベリー等）の生果実は、チチュウカイミバエの寄主植物になり得るとの最新の科学的知見に基づき、本虫が発生している地域からは輸入禁止となります。

同様に、ミカンコミバエ種群が発生している地域からのカシューナッツの生果実（カシューアップル）も輸入禁止となります。

また、これら2種類のミバエに加え、ウリミバエ、ジャガイモがんしゅ病菌など害虫6種、病気3種について、対象地域の見直しを行っています。

2 輸出国における輸出前検疫措置の新たな導入

次の病気が発生している地域から日本に輸入される宿主植物については、輸出前に輸出国において一定の検疫措置を行うことが必要となります。

・ *Phytophthora kernoviae* 及び *P. ramorum*（サドンオークデス病原菌及びその類縁菌）

宿主となる植物から作られた植込み用材料や、植物の植込み土壌の被覆に使われる園芸資材を日本に輸入する場合は、輸出前に所定の熱処理を行い、この病気に侵されていないことを確認

した植物検疫証明書を添付する必要があります。

・ *Potato spindle tuber viroid*（ポテトスピンドルチューバーウイロイド）

宿主となる植物は、輸出前に遺伝子診断を行い、この病気に侵されていないことを確認した植物検疫証明書を添付する必要があります。

3 輸出国での栽培地検査を要求する地域などを見直し

コロンビアネコブセンチュウなど6種類の病害虫について、対象地域を追加するほか、新たに *Phytophthora kernoviae* 及び *P. ramorum*（サドンオークデス病原菌及びその類縁菌）、*Plum pox virus*（ウメ輪紋ウイルス）、*Potato spindle tuber viroid*（ポテトスピンドルチューバーウイロイド）を追加します。宿主となる植物を輸入する場合は、輸出国で栽培中に検査を行い、対象となる病害虫に侵されていないと確認された植物検疫証明書を添付する必要があります。この改正については、平成24年3月7日に施行されます。

4 検疫有害動植物のリスト化と非検疫有害動植物の追加

リスク評価の結果に基づいて、日本に侵入した場合に国内農業に大きな被害をもたらす可能性のある病害虫を、検疫有害動植物としてリストに明示しました。また、リスク評価が終了していないため暫定的に検疫措置の対象とする有害動植物についてもリストに示しました。これらの病害虫は、輸入検査や輸出国における検査など検疫措置の対象となり、輸入検査で発見された場合には消毒や返送などの処分の対象となります。

なお、検疫措置の対象から除外する有害動植物（非検疫有害動植物）についても引き続き明示しています。

今回の改正により、非検疫有害動植物として、バナナに寄生するクサギウスマルカイガラムシ、グラジオラス球根に寄生するグラジオラスアザミ

ウマなど、新たに17種類を追加しました。
 改正内容の詳細については、農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki>

/kikaku/minaoshi-an.html）に掲載していますので、そちらをご覧ください、植物検疫へのご理解とご協力をお願いいたします。

非検疫有害動植物の追加			
<i>Aspidiotus excisus</i>	(クサギウスマルカイガラムシ)	<i>Parasaissetia nigra</i>	(クロカタカイガラムシ)
<i>Bryobia rubrioculus</i>	(ニセクローバービラハダニ)	<i>Peridroma saucia</i>	(ニセタマナヤガ)
<i>Coptotermes formosanus</i>	(イエシロアリ)	<i>Phthorimaea operculella</i>	(ジャガイモガ)
<i>Ephestia elutella</i>	(チャマダラメイガ)	<i>Saissetia coffeae</i>	(ハンエンカタカイガラムシ)
<i>Gryllus bimaculatus</i>	(フタホシコオロギ)	<i>Teleogryllus emma</i>	(エンマコオロギ)
<i>Lampides boeticus</i>	(ウラナミシジミ)	<i>Teleogryllus occipitalis</i>	(タイワンエンマコオロギ)
<i>Loxoblemmus doenitzi</i>	(ミツカドコオロギ)	<i>Thrips simplex</i>	(グラジオラスアザミウマ)
<i>Milviscutulus mangiferae</i>	(マンゴウカタカイガラムシ)		
<i>Aphis fabae</i> (注)	(マメクロアブラムシ)	<i>Aphis gossypii</i> (注)	(ワタアブラムシ)

(注)：青果物および切り花等に付着する場合は検疫有害動植物とされないもの（苗・穂木等栽培用植物を除く。）

新規に追加された輸入禁止植物の対応

●輸入禁止植物は日本に輸入された時点（下表で「卸下」とします。）で判断します。

輸入検査手続き	適用前	施行日 (平成23年9月7日)		対応
	届出 → 卸下 → 検査 卸下 → 届出 → 検査			検査品(施行日前の輸入検査結果に基づく 検疫措置命令は施行日以降も有効)
	届出 → 卸下 → 検査 卸下 → 届出 → 検査	検査 検査		検査品
	届出 → 卸下 → 検査 卸下 → 届出 → 検査	卸下 届出	→ (検査) → 検査	禁止品 検査品

・施行日前に卸下された場合は輸入禁止植物に該当しません。

輸出国における輸出前措置（熱処理、遺伝子診断）が必要となる植物の対応

●輸出前措置を必要とするかは輸入検査実施日で判断します。輸出前措置がなされていない場合の対応は次のとおりです。

輸入検査手続き	適用前	施行日 (平成23年9月7日)		対応
	届出 → 卸下 → 検査 卸下 → 届出 → 検査			検査品(施行日前の輸入検査結果に基づく 検疫措置命令は施行日以降も有効)
	届出 → 卸下 → 検査 卸下 → 届出 → 検査	検査 検査		禁止品 禁止品
	届出 → 卸下 → 検査 卸下 → 届出 → 検査	卸下 届出	→ (検査) → (検査)	禁止品 禁止品

・施行日前に輸入検査を行った場合は輸出前措置を必要とする植物に該当しません。

新規に追加された非検疫有害動植物の判定の対応

●非検疫有害動植物としての判断は輸入検査実施日から開始します。●施行日前の検査で発見された場合は不合格となります。

輸入検査手続き	適用前	施行日 (平成23年9月7日)		対応
	届出 → 卸下 → 検査(発見) 卸下 → 届出 → 検査(発見)			消毒・廃棄(施行日前の輸入検査結果に基づく 検疫措置命令は施行日以降も有効)
	届出 → 卸下 → 検査 卸下 → 届出 → 検査	検査(発見) 検査(発見)		合格 合格
	届出 → 卸下 → 検査 卸下 → 届出 → 検査	卸下 届出	→ 検査(発見) → 検査(発見)	合格 合格

☆なお、新たに栽培地検査が必要となった植物は、平成24年3月7日以降に輸入検査を行うものに適用されます。

輸入検査で発見される検疫有害動植物

本年3月7日、植物防疫法施行規則等の改正が行われ、日本に侵入した場合に国内農林業に大きな被害をもたらす可能性のある病害虫を検疫対象病害虫としてリスト化しました。このリストの中から、輸入検査で発見頻度の高い病害虫を紹介します。今回は、日本未発生のヤガ科の一種で、南北アメリカ大陸に分布し、多くの野菜を加害する害虫として知られる *Spodoptera ornithogalli* です。

ここでは、この虫を「アメリカハスモンヨトウ（仮称）」と呼ぶことにします。



成虫

【分布】

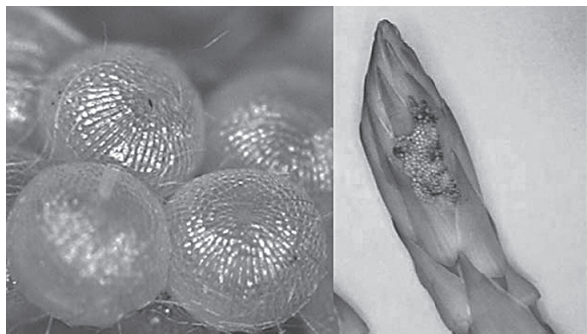
北アメリカ、中央アメリカ、南アメリカ、西インド諸島の国々に分布します。

【寄主植物】

タマネギ、ニンニク、ネギ、ピーマン、サツマイモ、トマト、カボチャ、キュウリ、インゲンマメ等の野菜のほか、ワタ、イネ等非常に多くの植物を加害します。

【輸入検査での発見状況】

メキシコ産アスパラガスから発見される場合が多く、表皮に付着した卵塊や「ハカマ」といわれる三角形の鱗片葉の隙間に潜む若齢幼虫が発見されます。また、アメリカ合衆国産アスパラガスやレタスからも発見事例があります。



卵拡大及び卵付着状況



若齢幼虫



終齢幼虫

【形態】

卵は直径が0.5mm程度のまんじゅうのような形ですが、数十から数百個からなる卵塊を形成し、表面には雌成虫の灰褐色の体毛が付着しています。

幼虫はイモムシ状で、ふ化直後は体長2mm程度ですが、約40mmまで成長します。

成虫の前翅を開けた時の長さは約40mmです。前翅は淡色の線と褐色の縞の複雑な模様がありますが、中央付近にある斜めの帯状の淡色斑紋が明瞭です。

分布国では、アメリカハスモンヨトウと形態が非常に似た近縁種が複数知られています。輸入検査でも近縁種が発見されることがあり、外観で識別できない場合は、成虫の腹部を解剖し、交尾器を取り出して観察する必要があります。

【被害・生態】

若齢幼虫は、集団で表皮を残すように葉裏を食害するのでその部分は白く見えます。幼虫は成長とともに分散し、葉全体を食べるようになり果実も食害します。

アメリカ合衆国では、成虫は3月から11月まで見られ、1年で3から4世代を繰り返し、蛹で越冬します。卵から成虫までに要する期間は約40日です。

条件付きで輸入解禁された植物とその検疫業務

ペルー マンゴウ

日本は、果樹などの農作物に重大な被害を与えているチチュウカイミバエ、コドリリング、火傷病菌などの侵入を防ぐため、これらの病害虫が発生している国からは、植物防疫法に基づき、寄主植物の輸入を禁止しています。一方、発生国であっても、消毒措置の確立や一部地域の無発生証明など、輸出を希望する国が日本への侵入を防ぐ技術を確認した場合に限り、輸入禁止措置を一定条件の下に解除し、対象植物の輸入を認める制度があります。これを条件付き輸入解禁といいます。

条件付き輸入解禁に当たっては、輸出国が行う消毒方法だけではなく、消毒後の保管や容器包装、消毒済みであることを特定するための表示などについても取り決めていきます。このため、植物防疫官が現地に赴き、これらの取決めが適正に行われているかを確認しています。さらに、実際の輸入では、到着した植物に対し、植物防疫官がこれらの条件が満たされているか確認し、その後、病害虫付着の有無を検査をします。このようにいくつかの措置を組み合わせることで、対象となる病害虫の侵入を防いでいます。

今回は、平成22年1月から条件付きで輸入が可能となったペルー産マンゴウ生果実について、現地での植物防疫官の業務を紹介します。

1 温湯浸漬処理施設の調査

ペルーに発生しているチチュウカイミバエを対象としたマンゴウの消毒は、温湯浸漬処理という方法で行われます。処理を開始する前に、施設が定められた条件で温湯浸漬処理する能力を備えているかをペルー植物検疫機関と合同で調査します。

2 梱包施設の調査

消毒したマンゴウを梱包する施設にチチュウカイミバエが侵入すると、消毒済みのマンゴウに産卵したり、日本向けの容器包装内に入り込んだりする危険性があります。このため、ペルー植物検疫機関と合同で、梱包施設が消毒済みマンゴウ専用のものであること、梱包施設の出入口に二重扉やエアカーテンを設置するなど侵入防止策がとら

れていることなどを調査します。



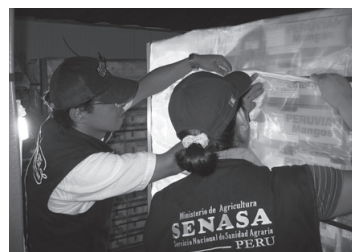
温湯浸漬処理施設

3 消毒の確認

消毒は47℃のお湯が入った処理槽の中にマンゴウを入れ、およそ80分～100分経過後、マンゴウの中心温度が46℃に達した時点で処理終了となります。それを処理槽の温度記録により確認します。

4 輸出検査及び梱包の確認

植物防疫官はペルー植物検疫機関が実施する輸出検査に立ち会い、マンゴウに病害虫の付着がないことを確認します。さらに、全体を網で覆うなどチチュウカイミバエが侵入するおそれのないよう梱包された後、輸出植物検疫が終了し仕向地が



梱包確認の状況（左：植物防疫官）
（右：ペルー植物検疫機関職員）

日本である旨の表示が貼付されていること、ペルー植物検疫機関による封印がされていることを確認します。

5 植物検疫証明書への付記

消毒及び輸出検査など全ての条件を満たした場合は、ペルー植物検疫機関が植物検疫証明書を発給します。植物防疫官は、消毒や輸出検査が条件どおり行われたことが確認された場合に、その余白に署名します。

以上の過程を経て、ペルー産マンゴウは日本向けに輸出することが可能となります。

— 東日本大震災被災地での植物検疫業務 —

3月11日に発生した東日本大震災のため、諸外国から輸入される緊急支援物資の植物検疫については、物資供給が円滑に行われるよう、受入れ拠点空港となったいわて花巻空港に植物防疫官を常駐させて対応しました。また、各港湾に所在する植物防疫所指定くん蒸施設等については、関係者の皆様に多大なるご協力をいただき、安全点検が迅速に行われているところです。

なお、津波により被害を受けた植物防疫所に

ついては、下記の仮事務所において業務を実施しています。塩釜支所仙台空港分室については、現在閉鎖中ですので、お問い合わせ等は、塩釜支所（TEL 022-362-6916）または業務部種苗担当（TEL 045-211-7153）までお願いします（6月28日現在）。

（横浜植物防疫所 種苗担当）

出張所名	仮事務所の住所	電話番号	開設日
横浜植物防疫所 塩釜支所石巻出張所	〒986-0832 石巻市泉町 4-1-9 石巻法務合同庁舎内 2 階	電話（FAX 兼用） 0225-95-0261	4 月 27 日
横浜植物防疫所 塩釜支所宮古出張所	〒027-0006 宮古市鉾ヶ崎下町 2-33 宮古特別地域気象観測所内	携帯電話 090-9842-5313	5 月 11 日
横浜植物防疫所 塩釜支所八戸出張所	〒031-0812 八戸市大字湊町字館鼻 67 八戸特別地域気象観測所内	電話（FAX 兼用） 0178-33-5424	7 月 1 日



隔離検査風景

海外から輸入されるスイセンなどの花き球根類は、国内の畑や花壇などに直接植え付けられるため、病害虫が潜んでいた場合、国内農業に大きな被害をもたらす可能性があります。このため、これら球根類は、輸入港で病害虫が付着しているかどうか検査した後、さらに一定期間植物防疫所の管理の下で隔離栽培検査（隔離検査）を行います。

三重県内では、植物防疫所が指定した桑名郡木曽岬町の畑において、名古屋港や清水港で輸

三重県における
輸入スイセン球根の
隔離検査状況について

入されたオランダ王国産スイセン球根の隔離検査を毎年実施しています。

同町で隔離検査が開始された平成9年から平成22年までの14年間に約820万球の検査を行ってきており、最も多い年には155万球について検査を実施しました。

平成23年は30万球のスイセンについて検査適期にあたる3月下旬に植物防疫官が一株一株綿密に検査を実施しました。このうち、約1,500株にスイセンモザイクウイルス（*Narcissus mosaic virus* (NMV)）などの症状が認められたため不合格とし、抜き取り後廃棄されたことを確認しました。

（名古屋植物防疫所 四日市出張所）



アンスリウムに付けられた証明書

最近、関西国際空港などで旅行客がハワイ産アンスリウム苗をお土産として日本へ持ち帰る事例が増加しています。

ハワイ産アンスリウム苗は日本への輸入が禁止されていますが、日米両国で合意した管理条件下で栽培され、かつ、その旨を明記した植物検疫証明書が添付されたものについては輸入できる制度になっています。ところが、添付された植物検疫証明書がアメリカ本土向けのもの（写真参照）であり日本向けでなかったために、輸入できないケースが相次いでいます。

旅行客から状況を聞き取ったところ、「空港

アメリカ合衆国本土向け アンスリウム苗の 持込み事例相次ぐ

の免税売店販売員から『証明書が添付されているので日本への持込みは可能』との説明を受けた」「日本語で『検疫済み』と書かれた貼り紙が売店に掲げられていたの、日本に持ち帰ることができると思った」とのことでした。このため、上部機関を通じて在日アメリカ合衆国大使館へ改善要請を行い、さらに現地免税売店に対しては、メールにより販売方法の改善を申し入れるとともに、植物防疫所ホームページに『ハワイ諸島へ旅行される方へ』（<http://www.maff.go.jp/pps/j/trip/memo/hawaii.html>）を掲載して注意を呼びかけているところです。

ハワイへ旅行される際には、上記ホームページをご確認いただくとともに、不明な点等につきましては最寄りの植物防疫所へご照会ください。（神戸植物防疫所 本船貨物担当）



第1回駆除確認調査風景

カンキツグリーニング病（以下CG）は、カンキツ類を枯死させる植物の病気です。

日本では、鹿児島県の奄美群島（奄美大島を除く。）以南の地域で発生が確認されていますが、喜界島では本病を根絶するため、平成19年4月12日から植物防疫法に基づく緊急防除が開始されました。

鹿児島県と地元自治体が主体となり、CGの発生状況調査、り病樹及びその半径5 m以内の

鹿児島県喜界島で カンキツグリーニング病菌の 駆除確認調査を開始

カンキツの伐採、CGの媒介昆虫であるミカンキジラミ類の薬剤防除等を行ってきました。その結果、平成20年4月から3年間にわたりCGの発生が認められなかったことから、本年4月から植物防疫所によるCGの駆除確認調査が開始されました。駆除確認調査は、今年度3回（平成23年5月、11月及び平成24年1月）実施する計画です。

植物防疫所では、駆除確認調査の的確な実施に向け、地元住民のご理解とご協力を得ながら、鹿児島県等関係機関と緊密に連携して取り組んでいくこととしています。

（門司植物防疫所 輸出及び国内検疫担当）



JICA 研修風景

東南アジア、アフリカ及び南米などには、果物に大きな被害を及ぼすミバエ類が発生しているため、これらの国から多くの果物の輸入が禁止されています。

那覇植物防疫事務所では、これらの国の植物検疫技術者を対象とした JICA（国際協力機構）の集団研修を、昭和63(1988)年から実施しています。本研修は、ミバエ発生国の技術者に日本で開発した温度処理（蒸熱処理、温湯浸漬処理や低温処理）によるミバエ類の殺虫技術を提供

平成23年度 JICA 集団研修 「ミバエ類温度処理殺虫技術」 コースの実施について

し、同国における検疫処理技術の向上・定着を図ることを目的に行っています。これまでに36か国115名が受講しました。

本年度は、カンボジア、インドネシア、ケニア、ミャンマー、タイの5か国から6名の技術者が来沖し、5月から約3か月半の日程で実習や講義を受けています。

これまで、本研修を修了したタイの技術者が自国でマンゴウやマンゴスチン生果実の蒸熱処理技術を開発した結果、世界各国への輸出が認められるようになり、今では日本でもこれらの果物がスーパーマーケットなどで見かけられるようになりました。

（那覇植物防疫事務所 輸出及び国内検疫担当）

お知らせ

❖沖縄・奄美・小笠原などにはアリモドキゾウムシ、カンキツグリーニング病など農作物に重大な被害を与える病害虫が発生しています。これらの病害虫を他の地域へ拡げないため、植物防疫法により、発生地域からは寄主となる植物類（さつまいも、かんきつ類の苗木など）の持ち出しが規制されています。

植物防疫所では夏休みを控えた7月11日～15日に広報強化週間を設け、沖縄・奄美・小笠原などへ旅行される皆様を対象に、規制の内容を紹介したポスター掲示、リーフレットの配布等を行います。植物検疫へのご理解とご協力をお願いいたします。

❖次の農政局では植物検疫を紹介する「消費者の部屋」特別展示を行います。お近くにお越しの際は、是非お寄りください。

東海農政局 [名古屋市中区三の丸1-2-2]

8月10日～23日

中国四国農政局 [岡山市北区下石井1-4-1（岡山第2合同庁舎）]

7月25日～8月5日

*なお、東海農政局「消費者の部屋」では、8月12日に夏休み親子体験セミナーを実施します。

❖平成23年度第1回「植物検疫くん蒸作業主任者専門講習」を横浜、名古屋、神戸各会場で7月13日～14日に行います。

本講習は、植物検疫くん蒸を的確かつ安全に行うため必要な専門知識及び実務を習得することを目的として、特定化学物質及び四アルキル鉛作業主任者技能講習の修了者などを対象に実施するものです。

発行編集担当

農林水産省 横浜植物防疫所 調査研究部 企画調整担当

TEL：045-211-0375

植物防疫所ホームページ <http://www.maff.go.jp/pps/>

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎